

『播磨国風土記』写本調査報告(二)

垣内 章

正二位藤 紀光

本稿は、平成二九年四月二六日にたたら研究班

嘉永五年九月六日書寫

平 種察

の加藤家文書調査に随伴して行った写本調査(一

同 六年十一月廿八日書寫

中臣連胤

点)、並びに同五月一九日に岩崎家所蔵本の調査

安政三年十月八日

源 為彦

(二点)の概報並びに既報告分の写本に係る新知

同 四年十月十五日

平 平保

見の報告である。

元治元年六月五日

藤原高文

なお、この報告において使用した写本の名称は、

タテ二二・五×ヨコ一五・五センチメートル。

垣内が仮に付したものであり、本報告を行う際に

黄色の表紙に、手書きの「播磨風土記 全」の題

は変更する可能性がある。御了知願いたい。

簽、裏表紙に「151—239—姫路市史編集室」の

ラベル、第一丁の遊紙に「加藤氏圖書」の朱印豎

○加藤本「播磨風土記」(姫路市史編集室蔵)

印がある。料紙は半丁一〇行詰めの罫紙で、遊紙

《奥書》

一、考証記事・惣国風土記二、本文三三、逸文二

右播磨風土記以或家古卷令寫之當時出雲豊後

条一、遊紙二の三九丁からなる。本文は、一行二

之外諸國風土記逸於後人擬作者
餘國猶有之 寂可謂奇珍矣

〇字詰め、点画のしっかりした文字。龍頭・行

寛政八年六月廿六日同日令一校而所と有不
審重以正本可校者也

間に朱・墨による書込が多々ある。そしてほぼ全

面に、訓点・振り仮名・送り仮名、また一部の文字に朱による振り仮名が振ってある。ただ、地名の比定には一切触れず読みに徹した、播磨で書写されたものとしては非常に珍しい本といえる。

本書は、奥書によると岡家本を親本としているが、本文を子細に検討すると、明治二〇年（一八八七）刊行の敷田年治『標注播磨風土記』^①（以下「敷田標注本」という）の影響も認められる。

例えば、本文では、印南郡総記末尾を、岡家本では「故名曰^ニ入印南浪郡^ニ」とするのに、加藤本では「故名^テ曰^ニ入浪^ニ」^②、印南郡^③と敷田標注本と一致した作りになっているし、罫紙欄外に敷田標注本との異同の注記がある。

また、鼈頭に付られた夥しい頭注・書入は、賀古郡冒頭の鼈頭に「敷田年治曰ク」云々とあるのを始めとして、敷田標注本の頭書かその取意文である。高文自身の頭注は讃容郡仲川里弥加都岐原条の「高文曰漬一本に清とあれと漬の方ミカヅキの地名に^{ヨシ}あり」とあるもの。

こうしたことから、加藤本の成立は明治二〇年八月を遡ることはあり得ないが、書写時期とする

元治元年（一八六四）六月五日というのは、英賀神社の越知通正本に、

右播磨風土記以或家古卷令寫之當時出雲豊後之外諸國風土記逸^{於後人擬作者餘國猶在有之}取可謂奇珍矣

寛政八年六月廿六日^{同日令一校而姫野と有不審重以正本可校者也}

正二位藤 紀光

嘉永五年九月六日書寫了 平 種察

同 六年十一月廿八日書寫校合了

中臣連胤

安政三年十月八日書寫了 源 為彦

同 四年十月十五日書寫了 平 平保

元治元年六月五日書寫了 藤原季文

とある（部分）のとはぼ一致をみる（傍点^{||}相違点。垣内。以下同じ）。

ネットのデータ^④は、加藤高文の本姓を中田とし、中田季文の長兄とすることから、弟の書写した日を残したとも考えられるが、不詳。

加藤家は、代々揖東郡網干（現姫路市網干区）の余子浜において、成田屋を名乗り一八世紀後半頃には廻船業のかたわら一橋家^⑤、三日月・安志・山崎・尼崎の各藩の蔵元を務めた家。

高文はその加藤家当主で、文化一〇年（一八一三）の生まれ、明治三七年（一九〇四）九二歳にて歿。『地方大概集』『標注古事記読本』『古事記神名略解』等の著作がある。維新直後に、大国隆正から再三にわたる上京の要請や新政府への出仕の斡旋⁷をうけている。なお、隆正消息の宛先には「御舎弟方」ともあることから、高文に弟がいたことは確認できるが、それに藤原季文が含まれるかは、今一つ不分明である。

○岩崎本「播磨風土記」

（岩崎家所蔵）

《奥書》

嘉永五年九月六日書寫了

平 種察

同七年^閏壬七月再寫了

六人部是香

墨モテ脱字ヲ補ヒタルハ原本ニアリテ今寫シ誤リツル也朱モテ補ヒタルハ種察力今案ナリ

《表紙見返し》

○印ノ下モニ記シタル頭書^或。張紙ニ記シタル

ハ大坪氏ニ書ニ記サレタルヲ写スモノナリ

政雄

タテ二七・六×ヨコ一八・二センチメートル。

藍色の表紙、流水を描いたかと思われる題簽に手書きで「播磨風土記 全」、内題に「播磨風土記」とある。目録第一丁に谷森善臣の「靖齋圖書」の朱文方印⁸あり。

本書は、「和銅上奏播磨風土記目録／六人部是香附記」と題した、「記中所載諸神名録」「天皇后妃諸王宮號」「諸臣庶姓名」一〇、考証記事・惣国風土記一と続いて、内題一、本文四四、逸文二条一の、五七丁で構成された一冊本。

本文は点画のしつかりした文字で、半丁八行、一行一八字詰めである。鰐頭・行間等に朱・墨による書込・付箋が夥しい。なお、本文を誤写したところに、「幹云一字ケ空スヘキヲ誤レリ」とか「コモ幹力脱セル」等の傍書が五箇所認められるので、本文は恐らくは幹某（名字・下偏諱不明）が書写したものと考えられる。また、頭書・付箋にも手跡が異なる二種があり、その一方は表紙見返しの「政雄」の手跡と同筆である。「政雄」の書入はそう多くはないが、「○矢野玄道ノ著述に所引其を甚ニ作れり」「○一本彼度の間に處の字あり自^ニ彼處^ニ度シ賜^云ト訓ヘシ人來を一本に大來

ト作ルハ誤ナリ」等の校異や延喜式神名帳記載神社に関するもの等がある。なお、この「政雄」も善臣長男と同じ訓であるが、不分明。

さて本書は、奥書や目録から向日神社神官であった六人部是香むとべよしかの書写した本の系統であることが知られるが、大阪府立中之島図書館石崎文庫所蔵本（以下「石崎文庫本」という）が同じ系統に属する。ただし、石崎文庫本は岩崎本同様一冊本ながら、本文は半丁七行、一行一六字詰めと、文字詰めが異なっている⁹⁾。

そこで両書を比較したところ、石崎文庫本が「鹿」「廉」「罍」「罍」「所」「於」とする文字を、岩崎本は「鹿」「岡」「所」「於」と常用漢字体で表記する反面、「号」を「號」「號」、「与」を「與」と旧字体で表記しようとする傾向が認められた。

また、石崎文庫本とは、訓点・振り仮名等はほぼ同様ではあるが、付箋・傍注等の一部は頭注となっていたり、石崎文庫本には見られる付箋がなかったり、新たな付箋・頭注が付されている場合がある¹⁰⁾。

また、石崎文庫本では「是香按」云々とある是香の傍注・頭注を、岩崎本では一部を除いて「篤舎曰」と、是香の号に置き換えている。また、共通する付箋・頭書の文字列にも、岩崎本には文字の脱漏・誤写・誤字・傍線の付加等が認められる。例えば、揖保郡越部里の岩崎本頭注には、

欄字書二見エズ按二和名抄二唐令云諸軍器在庫皆作棚閣安置棚閣和名多奈トアリコノ閣ノ字ニ木扁ヲ付タルニテ多奈ノ意ニ用ヒタルナルヘシサレハ欄坐山ト訓ヘシ字鏡棚ノ注ニ閣也奈多トアリ（傍線 \parallel 朱。奈多の傍線は、転倒の符号であるが代用する）

は、石崎文庫本だと、付箋で

欄字書二見エズ按二和名抄二唐令云諸軍器在庫皆作棚閣安置棚閣和名抄多奈トアリコノ閣ノ字ニ木扁ヲ付タルニテ多奈ノ意ニ用ヒタルナルヘシサレハ欄坐山タナクヲト訓ヘシ字鏡棚ノ注ニ閣也多奈トアリ

とあり、また同郡林田里の頭注、

楡本草和名^草地楡和名阿也女多牟一名衣比須祢同^木楡皮和名也爾礼○医心方又和名以陪尔

礼○和名抄榆和名夜尔礼○類聚名義抄檀、ト子
リコノキタムキタモノキ

石檀蘓敬本草註云秦皮一名石檀葉似檀故以名
之和名止祢利古乃木一云多死乃木○字鏡榆白
粉也尔礼○和名抄尔雅云榆之皮色白名扮和名
夜仁礼(傍線・○・、Ⅱ朱)

は、石崎文庫本だと、付箋で

榆 本草和名^草地榆和名阿也女多牟一名衣比
須祢同^木榆皮和名也尔礼 医心方又和名以倍
尔礼 和名抄 榆和名夜尔礼 類聚名義抄檀
ト子リコノキタムキタモノキ

石檀蘓敬本草註云秦皮一名石檀葉似檀故以名
之和名止祢利古乃木一云多无乃木 字鏡榆白
粉也尔礼 和名抄尔雅注云榆之皮色白名扮和
名夜仁礼

とある。

ついでながら、岩崎本・石崎文庫本(以下「二
本」という場合がある)と、日本古典全書本「播
磨國風土記」(以下「全書本」という)で対校本
として用いられた「六人部是香自筆本」(以下
「自筆本」という)との位置関係を検討しておく

たい。自筆本の全容は不詳ながら、全書本の凡例
によると、自筆本は目録と本文の二冊で構成され
ており、全書本の頭注には底本と自筆本との校異
が一三箇所にわたって掲げられている。

これらを二本と対照したところ、おおむねは一
致をみるものの、一部に一致しない箇所があるこ
とが判明した。例えば、印南郡大国里伊保山条で
は、自筆本は「所以者号」の「所以」の次に「號
伊保山者」を補うとあるが、二本ともに「號者」
(石崎文庫本Ⅱ「号者」とある。同郡六継里条で
は、自筆本は「菝」の「後者を「叢」とす」とあ
るが、二本ともに「菝」である。飭磨郡少川里条
では、自筆本は「上大夫」に「野」を補うとある
が、二本ともに補わない。また同里高瀬村条では、
自筆本は「英馬野者品太天皇」とするとあるが、
ここも二本ともに「為」である。賀毛郡条布里鹿
昨山条でも、自筆本は「白鹿」とするとあるが、
二本ともに「白猪」である。

これらのことを勘案すると、自筆本と二本とは
系統を異にする可能性もあるかと思われる。

ところで、この二本で注意しておきたいのは、

賀古郡比礼墓の分注「坐神大御津齒命子伊波都比古命」に係る是香の傍注「是香按十四字日岡ノ下ニアリツルナルヘシ」と移動位置を示す符号の存在である。こうした傍注・符号は、管見の限りでは、六人部是香本にのみ存在し、ほかの系統の本には存在しないのであるが、『ひょうご歴史研究室紀要』二号の拙文⁽¹²⁾で取り上げた、宮内庁書陵部所蔵谷森本「播磨風土記」(谷・二二五)には、傍注はともなわなないものの非常によく似た移動を示す符号が存在するのである。

このことから、谷森本(谷・二二五)は岩崎本の影響を受けている部分があると認めてよいと思う。善臣は元治元年(一八六四)の禁門の変で蔵書を焼失し、維新後かつて書写させた中臣(鈴鹿)連胤の蔵本を書写し直している(多和文庫甲本の善臣奥書)から、岩崎本もそうした本に含まれるのではなからうか。

なお、先の研究室紀要の拙文で、谷森本(谷・二二五)と出田本「播磨風土記考」との繋がりを指摘したものの、善臣と出田富祇^(いとうとみまき)を結びつける資料を提示できなかったが、可能性の一つとして次

の事例を紹介しておく。

明治八年(一八七五)に博聞社から刊行されたビコー著・山崎直胤訳『佛國民法註釋』の校閲者として、谷森真男・櫻井能監^(まことお)・横山由清^(よしかた)・股野琢^(またのたく)の名前が列記されている。真男は善臣長男。琢(号藍田)は、龍野藩儒股野達軒の長男で、明治四年(一八七一)政府に出仕し、のち帝室博物館総長を務めている。こうしたことから、二人を結びつけたのは、真男と股野とみるのもあり得ないことではなからう。

○穂積本「播磨風土記」 (岩崎家所蔵)

本書は『播磨学紀要』一九号にて報告済み⁽¹³⁾であるが、今回の再調査で得た新知見等を記しておく。

穂積楯雄「穂積藏書」朱文豎印のほか、題簽に「穂」朱文丸印、本文一丁に前田善子「紅梅文庫」朱文方印、「思牛」白文楕円印、「思牛對山房」円形印(「思牛」「思牛對山房」は印主不明)あり。

『肖柏本源氏物語』(いわゆる池田本)が戦前に前田の紅梅文庫から池田龜鑑の桃園文庫に移っているようだから、本書もそれと関わりがあるの

かも知れない。

穂積楯雄は不明。参考ながら、駿河国益津郡焼津神社神官の鈴木五百重の男に「楯雄」を名乗る者がいる。維新時駿河赤心隊に加わり、明治二年（一八六九）東京招魂社の社司となり、明治一年（一八七八）桑原真清まさかの養嗣子（14）となっている。ただし、鈴木氏の本姓が穂積であるかは不明。

○兵庫県立歴史博物館本「播磨風土記」

これも『播磨学紀要』一九号にて、寺田望南の「讀杜艸堂」と「茂木文庫」の朱文方印がある旨報告済みであるが、この度「茂木文庫」印は、茂木充實の蔵書印であることが判明した。（15）

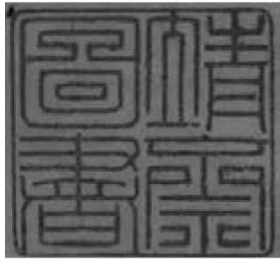
茂木は群馬県の人で、『驅疫法 コレヲヨケ並ニナホスシカタ』『神祇感應皇軍必勝編 全』等の著作があり、自身も隠逸家として、阪井弁の『明治畸人傳』に取り上げられている。（16）

以上、四点の播磨国風土記写本について、今回の調査等によって得られた知見の概略を述べた。

次々と現れる新出本によって解明されることも

あれば、さらなる疑問が湧出することもある。それにしても、谷森善臣旧蔵本である岩崎本の出現に邂逅するとは、なんとという妙味。とはいえ善臣の『播磨国風土記』に対する姿勢には敬服の一言に尽きる。

末筆ながら、今回の調査でお世話になった、岩崎啓介・加藤三郎・姫路市史編集室の各位には、深甚の謝意を表します。（敬称略）



【图3】岩崎本印影



【图6】梶本印影

鳴其聲比比故號曰岡。此岡有比禮墓。坐神大
命子伊波所以歸禮墓者昔大帶日子命詠印
都比古命

【图4】岩崎本比禮墓条部分

望覽四方云此土丘原野甚廣大而見此丘如
 鹿兒故名曰賀古郡狩之時一鹿走登於此丘
 鳴其聲比比故號曰岡。此岡有比禮墓。坐神大
命子伊波所以歸禮墓者昔大帶日子命詠印
都比古命所以歸禮墓者昔大帶日子命詠印
 南別嫁之御佩刀之八咫鏡之止結爾八咫勾
 下結爾麻布都鏡繫時賀毛郡山直等始祖息
 長命一名伊波為媒而詠下行之時到攝津國高
 瀨之濟請欲度比河度子紀伊國人小玉申曰

【图2】岩崎本

望覽四方云此土丘原野甚廣大而見此丘如鹿兒
 故名曰賀古郡狩之時一鹿走登於此丘鳴其聲比
 比故號曰岡。此岡有比禮墓。坐神大
命子伊波所以歸禮墓者昔大帶日子命詠印
都比古命所以歸禮墓者昔大帶日子命詠印
 南別嫁之御佩刀之八咫鏡之止結爾八咫勾
 下結爾麻布都鏡繫時賀毛郡山直等始祖息
 長命一名伊波為媒而詠下行之時到攝津國高瀨之濟請欲度比河度子紀伊國人小玉申曰

【图5】穂積本

望覽四方云此土丘原野甚廣大而見此丘如鹿兒
 故名曰賀古郡狩之時一鹿走登於此丘鳴其聲比
 比故號曰岡。此岡有比禮墓。坐神大
命子伊波所以歸禮墓者昔大帶日子命詠印
都比古命所以歸禮墓者昔大帶日子命詠印
 南別嫁之御佩刀之八咫鏡之止結爾八咫勾
 下結爾麻布都鏡繫時賀毛郡山直等始祖息
 長命一名伊波為媒而詠下行之時到攝津國高瀨之濟請欲度比河度子紀伊國人小玉申曰

【图1】加藤本

- (1) 敷田年治『標注播磨風土記』(玄同舎、一八八七年)。
- (2) 賀古郡驛家里条に続く「二云」の最末尾。
- (3) 「印南郡」は貼紙。行頭にあり、地名標目である。なお、「入印南浪郡」の圏点は本来左傍にある。
- (4) コトバンク (<https://kotobank.jp>) 参照。
- (5) 三浦俊明「網干湊の発展」(『姫路市史』四 本編 近世二 姫路市、二〇〇九年)。
- (6) 『地方大概集』(柳原喜兵衛、一八七四年)、『標注古事記読本』(青山堂書房、一八九二年)、『古事記神名略解』(青山清吉、一八九六年)。国会図書館デジタルコレクション (<http://www.ndl.go.jp>) 参照。以下、明治期の書籍の情報はこれに依拠した。
- (7) 大國隆正消息によれば、高文も草莽の志を抱いていたことが窺える。隆正から維新直後に、民政局年貢租税掛手代や大津県知県事辻五位への推挙を受けながらも何らかの事情により出仕しなかった模様。網干公民館古文書学習会「大國隆正書簡」(『加藤高文幕末風説／風聞覚書』同会、二〇一一年)。
- (8) 書陵部蔵書印譜にいう谷森善臣蔵書印①の印形。宮内庁書陵部編『図書寮叢刊書陵部蔵書印譜』下(宮内庁書陵部、一九九七年)。
- (9) また、石崎文庫本の目録には掲出標目ごとにその丁数が付されているが、岩崎本にはそれが無い。
- (10) 石崎文庫本にあって岩崎本にないものには、「村翁夜話集」然如龍王社の付箋、「為彦云」の一連の付箋、穴禾郡伊和村条の「是云於和村云」と始まる付箋、

- (柳原紀光・平種察・中臣連胤の) 奥書の付箋等。石崎文庫本にないものは、おおむね「政雄」の手になる書入・付箋等の一部である。
- (11) 久松潜一・小野田光雄「播磨國風土記」(『風土記』朝日新聞社、一九五九年)。
- (12) 垣内章「出田家所蔵播磨國風土記写本調査概報―谷森本播磨風土記(谷・二二五)を介して―」(『ひょうご歴史研究室紀要』二、兵庫県立歴史博物館ひょうご歴史研究室、二〇一七年)。
- (13) 垣内章「近世末期における『播磨國風土記』の書写・伝播過程について」(『播磨学紀要』一九、播磨学研究所、二〇一六年)。
- (14) 高木俊輔「草莽諸隊名簿について―東海道の報国隊・赤心隊・伊吹隊の場合―」(『人文学論集』一六、信州大学人文学部、一九八二年)、コトバンク参照。
- (15) 国文学研究資料館E蔵書印データベース (http://base.niji.ac.jp/~collectors_seal) 参照。
- (16) 茂木充實『驅疫法 コレラヲヨケ並ニナホスシカタ』(春野屋仁助、一八八六年)、同『神祇感應皇軍必勝編 全』(近藤活版所、一八九四年)、阪井弁『明治崎人傳』(内外出版協会、一九〇三年)。